

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第18回）

議事要録

- 日時 2018年8月9日（木）17時30分～20時10分
- 場所 忠生市民センター 1階地域活動室
- 出席 委員：高橋会長、彦根委員、佐藤（臣）委員、福岡委員、小林（哲）委員、八木委員、
守屋委員、佐藤（早）委員、中丸委員、林委員、安藤委員、田中委員、
山田委員、喜多川委員

- 欠席 1名
- アドバイザー : 荒井 氏（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 事務局 : 水島環境資源部長、田中循環型施設建設担当部長、
循環型施設整備課：平本課長、布施担当課長、深澤担当課長、古屋担当係長、黒滝主任、
竹内主任、鈴木主事
環境政策課：川瀬担当課長
資源循環課：林課長
3R推進課：高梨課長、高橋担当課長
コンサルタント：株式会社日建設計
事業者：株式会社タクマ

- 傍聴者 3名
- 配布資料
次第
 1. 確認事項
 - 資料1-1 第17回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】
 - 資料1-2 バイオガス化施設 ガスエンジン発電機の排ガス
 - 資料1-3 町田市資源循環型施設整備事業 環境影響評価書【抜粋】
 - 資料2 地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュールについて
 2. 協議事項
 - 資料3 環境保全協定書（案）
 - 資料4 町田市熱回収施設等（仮称）の施設名称について
 3. 報告事項
 - 資料5 工事説明会 質疑回答【抜粋】
 4. 事務連絡

1. 開会の挨拶

○ 開会の挨拶

田中循環型施設建設担当部長より、開会の挨拶を行った。

2. 確認事項

○ 確認事項1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

資料1-1 第17回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】

資料1-1を用い、事務局から、第17回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望に対し検討した結果について説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** 環境保全協定は今日の議題になっているということだが、忠生市民センターへのデータ表示盤設置の件は具体的に説明があるということによろしいか。データ表示盤の表示内容に関しては今日説明があるのか。
- ・ **事務局** 設置に関して、表示内容に関して、共に検討中であり内容が固まった後、ご説明させていただく。次回以降で説明させていただければと考えている。
- ・ **高橋会長** 次回以降に報告するといった形とし、曖昧にならないようにしていただきたい。また、資源ごみ処理施設については、高橋副市長と打ち合わせをさせていただき、要望書の案を我々として提出しているが、それについてまたご連絡いただけるという理解でよろしいか。
- ・ **事務局** はい、改めて調整させていただく。
- ・ **高橋会長** お願いします。私のほうは以上ですが、皆さんから何かございますか。
- ・ **中丸委員** 施設名の名称等について変えることが前提のようだが、変える必要がないという意見については全く記載がなく、非常に不満である。
- ・ **事務局** ご意見としては賜っているが、市の考え方としては新しい施設として皆様に親しみを持っていただきたいと考えており、また、新たに町田市にこのような施設ができたことをPRするためにも名称は変えさせていただきたいと考えている。

資料1-2 バイオガス化施設 ガスエンジン発電機の排ガス

資料1-2を用い、事務局から、バイオガス化施設 ガスエンジン発電機の排ガスについて説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** ガスエンジン発電機の排ガスについては測定する物質は何か。
- ・ **事務局** ばいじんと窒素酸化物を測定する。前回、ばいじんと窒素酸化物以外の物質は極めて少ないという説明をさせていただいたところ、根拠となる説明がないとのご指摘をいただいたため、今回このような資料を作成した。
- ・ **高橋会長** 他社事例ということだがこの装置と同じ仕様なのか。そのような点からも説得力がない。
- ・ **事務局** 実際の法定の測定対象外の物質であるため、数字で事例が公表されていない。そのため、たまたま測定されていたものを参考にし、ほとんど排出されないことを説明させていただいた。試運転時に計測し、実際にほとんど排出されないことを確認していただくことは、この前もご説明したとおりである。
- ・ **彦根委員** 資料1-2は何を説明しようとしているのかわからない。
- ・ **事務局** 勉強会において、バイオガス化施設のガスエンジン発電機からの排ガスのうち、ばいじんと窒素酸化物の2つは測定する、その他4つはほとんど出ないため測定する必要がないと説明を行った。ただし、口頭での説明ではなく、根拠を説明してほしいとのことだったため、このフローに沿ってもともと水銀の混入自体は発酵槽に入る前に対策する等、1項目ずつ説明するための資料である。
- ・ **彦根委員** 「バイオガスの成分(参考値)」との記載があるが、バイオガス発電機からの排ガスはばいじんや窒素酸化物、ダイオキシンは出ると解釈するのか。ガスエンジンの入り口において、窒素酸化物、ばいじんはどの程度含まれるか記載があり、硫黄酸化物、塩素分、水銀はほとんど含まれないため必要ないという話ならわかるが、そのような説明になっていない。
- ・ **事務局** ばいじんと窒素酸化物は当初から測定する計画であったため省略している。
- ・ **高橋会長** 説得力ある説明をしてほしいと依頼したのはこのような意味ではない。例えば、硫黄酸化物の原因となる硫黄は生ごみに含まれる成分であり、生ごみがバイオガスのリアクターにチャージされるため、硫黄分は蒸発してガス分には出てこないと

いった科学的根拠があるなら説明していただきたいのだが、単に他社事例のバイオガスを分析した結果、ほとんど含まれないとの内容ではほかの人に説明もできない。

ただ、焼却炉でも脱硫装置があるため、硫黄分は出てこないと整理している。出てこないなら自主規制値も要らないのかということではなく、脱硫装置はあるが、それを管理する項目として自主規制値を設定するという流れである。

除去装置があるため、出てこないという説明は何を言っているかわからない。

- ・ **事務局** ご指摘のとおり確かにガスにも硫黄分は含まれている。他社事例では説得力がないと言われてしまえばそれまでだが、量としては脱硫装置を通過して出てきており、極めて少ない。
- ・ **高橋会長** 一般の方に安心してもらうには、ガスエンジンから出る排ガスも煙突の排ガスと同様に連続して分析するといった対応が必要と考える。ただし、その分析に非常にコストがかかる場合、1年間分析を続けて出ていないことを確認して省略するというならわかる。他社事例で出ないようなので、最初から測定しないでは困る。
- ・ **事務局** 失礼しました。測定に関しては、後ほどの環境保全協定（案）で説明する。
- ・ **高橋会長** それならば結構です。

資料1-3 町田市資源循環型施設整備事業 環境影響評価書【抜粋】

資料1-3を用い、コンサルタントから、バイオガス化施設の排ガスシミュレーションについて説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・ **高橋会長** 二酸化窒素の「日平均値の年間98%値」というのはどのような意味か。
- ・ **コンサルタント** 基本的には上下1%ずつを削除した数値の結果というのが98%値、もしくは2%除外値と表現される数字である。
- ・ **高橋会長** それは出てきた値の高いほうと低いほうを1%ずつカットし、平均値を出すという意味か。
- ・ **コンサルタント** そのとおりです。環境基準として、浮遊粒子状物質は「2%除外値」という表現であり、二酸化硫黄は年間の「98%値」という表現があるが、内容としては一緒である。
- ・ **高橋会長** ありがとうございます。そのほかご質問はありますか。

- ・彦根委員 ここに載っている値は、バイオガス化施設の発電機を含めた値と考えてよ
ろしいか。東京都に提出されている内容か。
- ・コンサルタント 補足説明すると、4 ページ目の二酸化窒素と6 ページの浮遊粒子状
物質の予測結果は、ガスエンジンの影響も含めた排出条件でシミュレーションしたも
のである。ただし、8 ページ目以降についてはもともとバイオガス化発電機からの排
出源としての数字が設定されていない項目であるため、バイオガス化施設からどの程
度出るのか予測ができず、反映はできていない状況である。
- ・彦根委員 わかりました。これは先ほどと同じように、排ガスとして出ないため検討
できなかったということですね。
- ・コンサルタント そうです。設定のしようがないものである。
- ・彦根委員 わかりました。

○ 確認事項2 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

資料2を用い、事務局より今後の地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュール
について、説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・高橋会長 このスケジュールについてはご質問等ありませんか。
（質疑なし）

3. 協議事項

○ 協議事項1 環境保全協定について

資料3を用い、事務局より環境保全協定書（案）について、説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・中丸委員 「甲」と「乙」が今回入れ変わっているが、なぜか。
- ・事務局 ふじみ衛生組合の事例をもとに、甲と乙の記載をしていたが、町田市の中
ほかの条例等を確認させていただいたところ、町田市が甲となり、相手様が乙として
いるものが多かったため、ほかの条例等と合わせて変更させていただければと考
えている。

- **中丸委員** 契約書をつくる時は、契約する相手を乙にするのではないか。
- **高橋会長** いずれにしても、勉強会も含めて全3回開催し、甲と乙と頭の中に入っているのに、今回の協定（案）で急に対比表がなくなり、甲乙も逆となり、市の都合で変更しないでいただきたい。
- **事務局** 申し訳ございません。事前に内部の確認を怠っており申し訳ないですが、ご了承ください。
- **中丸委員** 最初1行目、甲の「まとめて」はおかしいのではないか。
- **事務局** 修正未了箇所が残っていた。「周辺の町内会及び自治会（以下「乙」という。）」の部分について、「（以下まとめて「乙」という。）」が正しい表記である。
 今回の（案）は、2回にわたる勉強会での意見を取り入れさせていただき作成した。今回特に意見がないようでしたら、これで法的なものや言葉の使い方に問題がないか市内部で再度確認させていただき、次回の地区連絡会にて完成版を報告したいと考えている。
- **高橋会長** 今回は対比表もないし、一気に説明された状態で非常にわかりにくい。異議がなければ完成版を作成するというのは待っていただきたい。
 7ページ目の基準、例えば騒音振動について測定場所の記載がない。また、騒音測定、振動測定が年に1回というのが少な過ぎると思う。特に4番目の悪臭基準についても場所の記載がないことに加え、測定頻度が年2回では話にならない。できれば1週間に1回程度実施してもらいたい。年2回晴れた風の強い日に実施しても、近隣住民としては何とも言いようがない。また、6ページ、これは排気ガスのばいじん等々について記載があるが、そもそも測定は連続でやるという話だったのではないか。なぜここで2カ月に1回なのか。
- **事務局** こちらの測定頻度、排ガス関係に関しては、大気汚染防止法や東京都の環境確保条例、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいた法令に則って、空気を採取し、分析室で測定するという方法が決まっている。
- **高橋会長** 法令の分析方法、分析頻度、規制値のままでよいなら、協定は最初から要らないはずである。よりクリーンな地域を目指すために、連続測定できるものは連続測定し、規制値についても下げるということで協議してきている。そういう意味から、法律で年2回測定だから、年2回実施というようなことでは話にならない。
- **小林委員** 情報公開の3のところに「稼働状況、運営状況等を市民が容易にモニタリ

ングできるよう」とうたっているのであるから、リアルタイムに測定しなければいけないのではないかと思う。

- **荒井アドバイザー** ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、水銀については、連続測定器で監視することを原則にすればいいと思う。「測定頻度」と書いてあるのは、廃棄物処理法で測定方法と測定頻度が決められているためであり、2カ月に1回という測定頻度は法定より多くなっている。

もう1つ、臭気に関しては、いわゆる測定器で測る方法でなく、感応試験という方法がある。三点臭袋法というものでは、外気をサンプル用の袋に採取し、「パネラー」として3人、採取した外気を吸ってにおいがするかしないかを確認する。中に入っている空気を採取してそのまま使う場合、それからさらに1倍、2倍、3倍と薄めて、においがしなくなるところを測り、その臭気濃度、臭気指数を決める。しかし、この方法は非常に手間がかかり、すぐに結果が出るというものではない。そのため、一般的にはこの施設をつくるときに性能試験というのを実施し、臭気については徹底的に確認することになる。ただし、においについては神経質にならなければいけないため、職員が適宜においを嗅いで確認をするという作業は必要だとは思う。

- **守屋委員** 1ページの第4条に、「今後策定される町田市災害廃棄物処理計画等に基づく」と書いてあるが、今後策定されるものを協定の中に入れるのはすぐわないと思う。策定されたものであれば書いてもいいと思うが、その辺の見解、説明をいただきたい。2ページ目の第9条の情報公開について、「熱回収施設等において」とあるが、「等」と曖昧にするのではなく、忠生市民センターや市役所など具体的に記載下さい。

また、資料1-2で聞くのを忘れてしまったが、「ダイオキシン類」に関し、発生源物質にある有機物というのはどのようなものか教えてください。

- **水島環境資源部長** 災害廃棄物の処理計画は、今年度中に策定予定である。これだけいろいろな人災が全国で起こっているため、都内では八王子市で策定をしているが、それに続いて町田市で策定をしようと準備を進めている。
- **事務局** ダイオキシン類の有機物に関して説明する。有機物とは、炭素、酸素、水素が含まれているものである。反対に無機物とは、鉱物や石のように燃やしてもそのまま変わらないようなものである。普段発生するごみや、皆様が食べるようなものは有機物である。ダイオキシン類は有機物を燃やして塩素が加わることで発生すると言われている。

- ・ **荒井アドバイザー** 一般的にダイオキシン類は不完全燃焼で発生すると言われている。焼却炉の中は850℃～900℃で完全燃焼であるため、ダイオキシン類はほとんど発生しないが、集じん機に入る直前に、集じん機の温度が300℃程度の場合、そこで再合成すると言われている。200℃まで下げると再合成をしないと言われており、今回のケースは焼却炉を出た後、一気に200℃まで下げている。焼却炉はそのような状況だが、ガスエンジンはもっと高い温度でエンジンを回すため、そもそもダイオキシン類が発生する温度的な余地がない。
- ・ **中丸委員** 先日、杉並清掃工場の視察時に「そちらの協定書はどうですか」と聞いている。もしもらえるのであれば、協定書協議中に確認したい。

また、過去の協定はおそらくほとんどは甲が町田市であるが、協定というのは途中で変えられないから1回つくったらずっと甲は甲、乙は乙となってしまうため、新しいものから変えるべきだと思う。町田市は乙にすべきだと思う。
- ・ **高橋会長** その点は検討していただきたい。少し戻るが、第4条の「今後策定される町田市災害廃棄物処理計画」に関して、先ほど水島環境資源部長がおっしゃったようなスケジュールであれば「今後策定される」というのを外してもいいかもしれない。
- ・ **事務局** 時系列的におかした表現になってしまうため、この部分については外させていただきます。
- ・ **守屋委員** よろしくお願ひします。情報公開のところは、「熱回収施設等」ではなく、モニタリングの場所を忠生市民センターや市役所と、場所を指定して記載ください。
- ・ **事務局** 「熱回収施設等」という表記は、新しい施設名称になる。情報公開について、忠生市民センターと市役所にも表示するようにという件はまだ検討中であるため、明確化されたときに記入するというところでよろしいか。

また、別表の測定頻度に関しては、法令に基づいたものを書くのでは意味がないというご指摘もあったが、窒素化合物では法令上は6カ月に1回、データとしてまとめるという意味である。自主規制値では2カ月に1回であるため、その頻度でデータとしてまとめ公表するという意味である。
- ・ **高橋会長** 法令に定められた方法では不満だから連続にするとやっている。測定した結果をデータとして出さなければ何の意味もない。
- ・ **コンサルタント** 連続測定の結果については1カ月ごとにまとめて、その結果を閲覧するような方向で検討中である。

- ・ **高橋会長** それは非常に不満である。日々数値が超えたときは工場を止めると言っているため、すぐに数値がわからなければ意味がない。
- ・ **田中循環型施設建設担当部長** もう一度整理をさせていただきたい。杉並清掃工場の入り口にあったような「表示」は、運転管理上、中央制御室から上がってくるデータを表示するという扱いのものである。今こちらに書いてあるのは法令の測定であり、それは杉並清掃工場で見られたような帳票にまとめるもので、その頻度を指している。
- ・ **高橋会長** それはどちらでもいいのだが、いずれにしても法令の測定頻度では意味がない。
- ・ **荒井アドバイザー** 基本的に焼却炉には連続測定器がついているため、連続測定はしている。そしてその結果を、場所は特定されていないが、何方所かに掲示をする。それを1カ月ごとに整理して帳票として残し、皆様に公開することになる。ただし、測定器は誤差もあるため、法律で定められた方法で2カ月に1回や、半年に1回と必ず確認し、公開する。そのため連続測定器での測定はもちろんのこと、それとは別に法律で定められた方法による測定は実施するという内容である。
- ・ **高橋会長** ありがとうございます。連続測定をさせていただいているため、その頑張りが市民に伝わるような協定でないという意味がない。測定結果などをホームページに載せるにしても、2カ月に1回の数値を出すのではなく、1日毎にする等直近のものを市民のほうに伝わる形を考えていただきたい。先ほど荒井アドバイザーがおっしゃったように、連続測定と法定の測定方法が違うということであれば、連続測定の値と法定の測定方法の結果を示し、問題ないことを示していただくというのも、大きな安心材料になる。
- ・ **荒井アドバイザー** 第8条を見てください。（排出ガス等の測定）という項目で、「甲は、熱回収施設等の稼働に伴って発生する排出ガス、騒音、振動、悪臭（以下「排出ガス等」という。）の各数値を測定する。」と記載があり、その後に「熱回収施設等の運転に必要な排出ガスの測定については連続測定を行う。」と明記してある。開示方法はもう少し検討が必要だが、測定の方法としては、連続測定と法定による方法の両方を開示することとなり、開示の方法については、また改めて協議をさせていただきたいという内容だと思う。
- ・ **高橋会長** この件については、もう一度勉強会を開催したほうがよいと思う。規制値、測定方法については、特に騒音、振動、臭気等の測定場所、測定頻度等についても

う少し議論させてもらいたい。

- **彦根委員** 第 11 条について、災害時のマニュアルをつくとあるが、訓練については記載がない。マニュアルに基づいた訓練を実施しないと意味がないと思う。
- **事務局** 今こちらにお示ししている「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」に訓練についても記載されている。また運営事業者との契約の中にも訓練を実施することを記載している。ただ、この協定の中でその部分が読みとれないのであれば誤解のないような表記方法について検討させていただく。
- **中丸委員** 先ほど言った件だが、杉並清掃工場の協定書はもらえるのか。
- **田中循環型施設建設担当部長** 杉並清掃工場の協定書（案）について、本部に伺いを立てさせてくださいという状況である。恐らく大丈夫であろうと話はいただいているところである。
- **高橋会長** よろしくお願ひします。もう 1 つ気になるのが、第 11 条 2 項について、事故が起こったときに「事後状況の報告を行い、今後の再発防止措置についても講ずる。」というのは当然だが、再発防止策について乙に報告するとなっていない。
- **事務局** 再発防止措置について報告するという内容に修正する。
- **高橋会長** 第 13 条の苦情処理について「その原因の調査を行った上で、適切な措置を講ずる。」とあるが、必要に応じて再発防止策をとるとしていただきたい。
- **事務局** 第 13 条にも再発防止措置の記述を追記する。
- **高橋会長** ここにも「乙に報告する」というようなことを入れてほしい。
- **中丸委員** これは申し入れがあったこと全部となるのか。
- **事務局** 毎回というのはなかなか難しいため、これから構成する協議会で報告する場をつくっていく予定である。その場で報告するような形も含めて記述してよろしいか。
- **高橋会長** はい。
- **林委員** 情報公開の件を検討しているということだが、それは技術的に問題があるのか。市民としては切実に見聞したい。検討するばかりで、いつになっても決められないのはおかしい。見通しをはっきりしてほしい。
- **事務局** 忠生市民センターへの設置については情報システム課などの市役所内の組織と協議を進めていく必要があるため、「検討している」という答えしかできない。申し訳ございません。具体的な時期は今の時点ではわからないため、わかり次第またご報告させていただく。

- ・**林委員** これはできるだけ早くやっていただかないと市民として非常に困る。また、ホームページに公開するとしても、見られない人がたくさんいる。そのような人たちのためにも、容易に見聞できる方法は絶対必要である。それは「検討する」ではなくて、実現のめどを立ててください。
- ・**事務局** 工事説明会でもホームページが見られないというようなご意見をいただいているため、より多くの方々に見ていただけるようなシステムを検討させていただく。
- ・**高橋会長** ぜひお願いします。また、第 15 条の 2 項「速やかに専門委員会を設置することが出来る。」と書いてあるが、前は「専門委員会を設置する」ではなかったか。「することが出来る。」というのは逃げを打っているような感じがする。
- ・**守屋委員** 出来る規定をしておいて、3 項で「甲は、前条に基づいて設置した専門委員会の」云々というのは続かないと思う。条文の内容を見ても「設置する」と書かないと、3 項につながらない。
- ・**事務局** 第 15 条の 2 項については、3 項との兼ね合いを含めて修正させていただく。
- ・**中丸委員** モニタリングの画面について、項目によって数字が異なるが、その脇に規制値は表示されるのか。
- ・**事務局** 表示盤の具体的な表示方法については、これからの協議となる。
- ・**高橋会長** それから説明の中でご発言があった臭気について、別項目とすることを検討するという話だが、ぜひ別項目にして、きちんと規定してください。
- ・**事務局** 勉強会を近々設定させていただき、その場で協議をさせていただく。7 ページの騒音、振動、悪臭の規制基準の場所について、基本的には条例上、敷地境界となっているため、敷地の境界であればどこでも測定はできるという形になっている。
- ・**高橋会長** 騒音、振動、臭気については測定場所を記載してほしい。例えば住宅や桜美林との境界でやる等、明確にしてほしい。
- ・**事務局** 場所を決めて、そこで測定するような形で検討する。
- ・**佐藤（早）委員** 測定については全て機械ですか。生身の人間が感じるのと、機械が反応するのとでは違うのではと心配であるため、苦情の窓口を明確に記載していただきたい。
- ・**守屋委員** 第 15 条の 2 項、専門委員会の関係と思う。これは第 15 条の 1、前項の並びと同じように設置要綱案に基づき、「〇〇専門委員会を設置する」というような表現で書いてください。

- ・事務局 わかりました。
- ・中丸委員 事故の内容によって設置委員の内容、委嘱する人が変わるのではないか。
- ・事務局 どのような委員会を設置するか、具体的な内容は記載ができない。専門委員会は、ほかの各市町村でも事例があるため、どのような形でつくるか参考にさせていただきたい。
- ・守屋委員 荒井アドバイザーとよく相談してつくってください。
- ・高橋会長 第13条「地域住民から苦情の申出等があった場合には」と書いてあるが、苦情受付窓口は設置していただきたい。どのような種類の苦情でも受け付けて、必要箇所に回してもらうことが必要である。
- ・荒井アドバイザー 第一義的は現場に入れてもらうというのが一番よいと思う。例えば夜中に音がする、あるいはにおいがするという場合、翌朝になったらなくなっている場合もあるため、その場で現場へ電話を入れていただいて、それをきちんと市に伝わるようなシステムをつくっておく必要がある。窓口は現場で、現場から市に上がる経路を決めて、市が最終的に責任を持って対応するという形にしておく必要がある。
- ・事務局 苦情受付及び対応については、これから市やSPCと協議するため、まだ明確に記載ができないが、「窓口を設置する」というところは明記させていただく。
- ・高橋会長 窓口を設置することと、苦情があった場合は迅速に市の担当課のほうに連絡するという流れを書き込んでいただきたい。
- ・田中循環型施設建設担当部長 この内容につきましては、勉強会の中で検討していきたいと考えている。
- ・高橋会長 ぜひお願いしたい。環境保全協定については、今まで出たいいろいろな意見等を盛り込み、次回の勉強会で検討することにさせていただきたい。

○ 協議事項2 施設名称について

資料4を用い、事務局より施設名称等について、説明を行った。

(以下、質疑応答)

- ・中丸委員 私が前から言っているが、名称を変更などする必要はない、愛称も要らない。それが一番効率的である。「リサイクル文化センター」で十分であり、愛称も要らない。愛称は市民から募集するのですか。無駄な費用と時間をかける必要はない。

- **高橋会長** そのようなご意見もあるが、例えば3つあった施設名称についてはいかがですか。
- **田中委員** 先ほど、「新しい施設の名称を市のほうで決定します」と言っていた。そのように言われると、もう意見を出しても仕方がないのではないかと感じる。
- **事務局** 以前、施設の外観についてご検討いただいたかと思うのですが、そのときも、皆様にご意見をいただいて、最終的には市のほうで決定する形をとらせていただいた。今回も3案出させていただき、ご意見をいただいた上で、最終的には市のほうで決めさせていただくという流れである。もうこれで決めてしまうから何も聞かないよというわけではないとご理解いただきたい。
- **福岡委員** 私自身の思いとしては、ここでリサイクルしているわけではないので「リサイクル」というところが引かかる。この際、違う名前にするのもいいと思う。市民から愛称を募集する件も、これを契機に、新しくこういう施設ができて、みんなでごみを減量してくださいというアピールの一環でもあるので、それも無駄にしないように利用したらいいと思う。
- **喜多川委員** 私は、なるべく短い名前がいいと思う。この3案の中だと1案が一番よいと思う。先ほどと同じ意見ですが、子供たちにごみを少なくしようという教育をしていかなければいけないため、子供に愛称をつけてもらうのはいいと思う。
- **中丸委員** では、愛称を正式な名前にすればよい。
- **喜多川委員** そうではなくて、書類的にはしっかりした名前のほうがよい。その上で、市民がなじみやすい名前をつけたほうがいいのではないかと思います。
- **佐藤（早）委員** これまでいろいろな協議を続けてきたわけですから、名づけ親になって、新しく名前をつけたほうがよいと思う。
- **中丸委員** 40年後にまた変えるのか。
- **佐藤（早）委員** また変えるかもしれない。また市民の皆さんから募集をしていくのも1つの案かと思う。
- **守屋委員** 前回も言わせていただいたが、文化施設というのは古いため、その名前は消したほうがいいと思っている。やはりごみの施設にちなんで、ごみを焼く、リサイクル、エネルギー、バイオ、これらがもう少し入ったような短い名前にしていただく。そして、市民の方、市外の方も含めて愛称は募集したらどうか。正式名称は市のほうで決めていただく。バイオだけが入ってしまうより、ごみを焼く施設という意味は残

し、バイオも入れるといったことを考慮したほうが良いと思う。

- **八木委員** 私は愛称ということでは反対である。将来的にこの施設のゆるキャラでもつくるのなら愛称も必要かと思うが、今の状況では必要はないと思う。私はこの委員になって、最初から名前を変えるとは全く思っていなかった。もともと変える必要もないと思うので、変えても今風にするぐらいでいいと考える。
- **山田委員** ここは「町田清掃工場」でいいのではないか。言われてすぐわかるのはやはり「清掃工場」だと思う。簡単なのがいいと思う。愛称は小学生に選んでもらうというのなら、それはそれでいいと思うが、一番簡単で、誰が聞いてもわかるような名前が一番いい。
- **安藤委員** 今、山田委員のおっしゃった内容はすごくわかりやすくよかったです。町田市全体としてごみを減らしていこうという話をするには、ごみ処理場でいいのではないかと思う。愛称は要らないと思う。愛称をつけたからといって愛着が湧くわけではない。愛称をつけたからといって、ごみが減るわけではない。ごみを減らすのはそれなりに努力をしなければならない。そんなに簡単にはいかないと思う。
- **佐藤（臣）委員** リサイクル文化センターは、もう 30 年なじんでいる名称だが、新しくした場合その名称が浸透するには、また 10 年程度かかるのではないかと思う。その辺りを考慮して、市民一般に問い合わせるか等、方法を決めたほうが良いと思う。中丸委員が言ったように、昔からの町田リサイクル文化センター、あるいは町田清掃工場、そういった考えのほうが良いのかもしれない。硬い、あるいは難しい名前はつけられないほうがよろしいのではないかという感想を持っている。
- **田中委員** 本来であれば「ごみ焼却工場」である。ここでリサイクルもやらない。この工場は本来、何をやっているのかということを含めて考えていただきたい。
- **高橋会長** わかりやすいものということですね。ただ、「清掃」や「焼却」といった直接的な言葉を入れるのも問題があるのではないかと思う。また、愛称について、このリサイクルセンターそのものに愛称をつけるのは、とってつけたような感じになるため、今やっている周りの運動公園などいろいろな施設を含めて〇〇パークとして、その中にリサイクルセンターがあるといった愛称のつけ方なら遊びに行こうとか、動機がつくのではないか。
- **彦根委員** 私は別にこだわらないが、広くみんながわかるように、簡単な名前が一番いい。

- ・高橋会長 これらの意見を汲み取っていただき、次回以降最終案を出していただければと思う。

4. 報告事項

○ 報告事項1 工事説明会について

報告事項として、資料5を用い工事説明会に関する報告を行った。

(以下、質疑応答)

- ・林委員 室内プールの温浴施設について、近隣住民は無料にできないか。川崎市麻生区の焼却施設では、近隣の方の温浴施設利用は無料とのことである。近隣は犠牲的精神で協力しているため、その程度の配慮はあってもいいのではないか。
- ・事務局 熱回収施設からの熱を利用した温浴施設の施設整備は検討段階で、運営についてはまだ具体的な検討が進んでいない。引き続きご意見等をいただきながら調整させていただく。
- ・高橋会長 近隣住民は無料とする、近隣に割引券を配布する等の他市事例もあり、いろいろな対応方法があると思われる。ぜひ検討していただきたい。
- ・中丸委員 現実には難しい面もある。地域に施設を使ってもらうとか環境整備に使ってもらうという形ならばいいが、個人に対しては難しいと思う。
- ・高橋会長 実施方法は難しいがPR効果はあると思う。それはまた今後の議論にしたいと思う。

5. 事務連絡

○ 事務連絡1 工事見学会（メモリアルグラフィティ）について

今年の秋ごろに予定している工事見学会について、事務局より連絡を行った。

(以下、質疑応答)

- ・事務局 メモリアルグラフィティとして、事業者からの提案があったもので、建設時の杭に皆様のメッセージやイラストなどをいただいて埋めるというイベントを考えている。市役所本庁舎では工事見学会を行ったのだが、その際は親子連れを対象とした。これからの環境を担う子供たちにこのような施設に関心を持ち、自分が参加したとい

う思い出をつくっていただくために、子供たちを対象に実施することを考えている。その他の地域の方々も現場見学したいという話もあるため、この1回に限らず、これから段階的に計画したいと考えている。これから具体的な内容について詰めていき、今後また報告をさせていただく。

- **高橋会長** それがメモリアルグラフィティというのか。
- **事務局** 20m以上の杭を打ち込むため、杭には書くところが沢山ある。仮囲いアートとして、周辺の小学生に描いていただいたように、この施設の建設に携わったことを思い出に残していただければと思う。
- **高橋会長** もう少し他によい企画はないのかと思う。

○ 事務連絡2 次回の地区連絡会の予定

次回の地区連絡会は、1月ごろに開催を予定していることを連絡した。

(以下、質疑応答)

- **林委員** 勉強会は開催するとしても、地区連絡会は来年の1月は遅いのではないか。
- **高橋会長** 地区連絡会の必要性については、勉強会も含めて議論し早める必要があればまたお願いすることにした。

6. 閉会

○ 閉会の挨拶

水島環境資源部長より、閉会の挨拶を行った。

(20時10分 閉会)